

## 能美市危険木伐採に係る工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅、公共施設等への倒木被害から市民の生命、財産及び地域の安全を確保するため、危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「危険木」とは、樹幹の太さが胸高直径20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上の立木で倒木により住宅、公共施設等に被害を与えるおそれのあるものをいう。
- (2) 「住宅」とは、市民が居住している市内の建物をいう。
- (3) 「公共施設等」とは、学校、公民館その他の公共施設又は県道若しくは幹線市道(遮断されることにより集落が孤立する恐れのある道路に限る。)をいう。

(補助の対象及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助の対象は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定される土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定される土砂災害特別警戒区域のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第2条第1号及び同令第3条第1号に規定する急傾斜地の崩壊を基準として指定された土地に存する危険木とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、公共施設等に危険を及ぼすおそれのある危険木は、補助の対象とする。

- (3) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前2号に規定する危険木が存する土地を所有し、占有し、若しくは管理する者又はこれらの者から伐採の同意を得た者が、危険木を伐採、撤去及び処分する場合に要する費用とする。
- (4) この告示による補助金の交付を受け、危険木を伐採、撤去及び処分を行った土地は、補助金の交付の日から10年以内は当該補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- (5) 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の限度額は、次に掲げるとおりとする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ア 危険木の存する土地一筆当たり 20万円
- イ アに規定する土地一筆に存する危険木が、複数存在し広範囲にわたり住宅、公共施設等に被害を与えるおそれのある場合は、アに規定する額にその住宅、公共施設等の数を乗じて得た額とする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、伐採した危険木を販売したことにより収入があった場合は、補助金の交付額は、伐採経費から販売収入を減じた額の2分の1以内の額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市危険木伐採に係る工事費等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費がわかる見積書等
- (3) 事業実施前の写真
- (4) 位置図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定及び決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、必要に応じて当該申請場所の調査を行い、適当と認めたときは交付を決定し、能美市危険木伐採に係る工事費等補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業終了後、速やかに能美市危険木伐採に係る工事費等補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第5号)
- (2) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費の支払いを証明する書類の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、能美市危険木伐採に係る工事費等補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、能美市危険木伐採に係る工事費等補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号のほか、不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。